

仕様書

件 名

荒川区障がい児（者）タイムケア業務運営準備委託（西日暮里六丁目障がい者支援施設）

1 目的

本事業は、令和9年4月1日から受託者変更による「荒川区障がい児（者）タイムケア業務委託（西日暮里六丁目障がい者支援施設）」（以下「タイムケア業務」という。）の適切な引き継ぎ及び運営準備を行うことを目的とする。

2 履行場所 荒川区西日暮里六丁目25番3号
西日暮里六丁目障がい者支援施設4階

3 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 実施体制

（1）組織体制の確立

受託者は、タイムケア業務仕様書に定める職員配置基準及びプロポーザルにおける提案内容に基づき、区と協議の上、決定した事項を満たす体制を速やかに確立すること。

（2）研修の実施

運営準備及び円滑な移行を確実なものとするため、履行期間において、配置予定職員を対象に、障がい特性への理解、安全管理（事故防止、防犯、防災、感染症対策）、虐待防止、倫理観等に関する事前研修を計画的に実施し、職員の資質向上と均一なサービス提供体制を整えること。

5 実施内容

（1）業務引継ぎ・情報共有および打合せ

令和9年4月1日からのタイムケア業務を円滑に執行できるよう、区、前受託者及び関係機関と密接な調整、必要な打ち合わせを行い、利用者の基本情報、支援上の留意点、緊急連絡先等の情報を確実に共有・整理すること。

特に、重度の障がいや強度行動障害等により、特別な配慮・支援を必要とする対象者については、本人の特性やこれまでの支援内容を個別に、かつ丁寧に把握すること。

(2) 利用者及び保護者等との関係構築・調整

利用者及び家族が抱く事業者の変更に伴う不安を最小限に抑えるため、対面による面談等を実施し、信頼関係の構築に努めること。また、令和9年度の利用希望登録者（新規・継続）の状況把握、利用ニーズの整理、開始当初の利用調整に向けた準備を行うこと。

(3) 物品等の調達・施設受け入れ準備

タイムケア業務の履行にあたり、創作的活動、指導、補助、日常ケア等に必要となる備品・消耗品等の調達及び整理を行うこと。

(4) マニュアル等の整備

サービス提供における安全管理マニュアル、緊急時（災害、事故、感染症等）の対応マニュアル、及び業務継続計画（BCP）の策定・見直しを行うこと。

(5) その他引き継ぎ及び運営準備に必要なこと

6 業務報告等

受託者は、本業務の進捗状況を適宜区に報告するとともに、運営準備の完了報告書を令和9年3月31日（水）までに区に提出しなければならない。

7 委託料の支払方法

委託料は、運営準備に伴う人件費、研修費、及び物品等設置に係る開設初期費用等に充当するものとし、業務完了後、受託者からの請求に基づき、一括して支払うものとする。

8 法令遵守と個人情報の取扱い

(1) 事業の運営にあたっては本仕様書のほか、障害者総合支援法及び条例等を遵守すること。

(2) 受託者は、職員に対して、労働基準法の本契約に適用される法令に基づく労働者に対する法令上の責任を負う。

(3) 受託者は、本事業の実施にあたり、利用者の個人情報を収集する必要がある場合には、あらかじめ本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得ること。

(4) 受託者は、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他の関係法令を遵守し、厳重に取り扱い、その保護に遺漏のないよう十分に留意すること。また、本事業の実施に伴い知り得た秘密を一切他に漏らさないこと。また、実施期間終了後も同様とする。

9 契約解除

業務委託契約書第15条第1項各号に掲げるもののほか、区が受託者として不適当と認める場合は、同条の規定による解除と同様とする。

10 損害賠償

受託者の故意又は過失により、区又は第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

11 その他

- (1) 受託者において解決できないトラブル等の事案については、速やかに区と協議し、対処を行う。
- (2) 受託者は、本業務の全部、または一部について、第三者に再委託をしてはならない。ただし、区の指示及び承諾を得たときは、この限りでない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項は、区と協議の上、定めるものとする。